

宮城県工業立地促進資金融資制度のご案内

宮城県に工場、研究所を新設、移転、増設する企業、情報通信関連事業所を新設、移転する企業の皆様に 用地取得費 最大10億円 を融資します！

1 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※ご注意！ 銀行等による融資となります。県の直接融資ではありません。

2 融資対象企業

(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の条件を満たす企業であること

(1)工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、石巻トータルビジネスパークに新設する事務所等）の新設・増設・移転

(2)情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転で次の要件を満たすこと

①コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時ホーター20席以上

②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託

(3)立地場所が次の要件を満たす地区であること

①工場適地

②農工団地

③所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区

(4)早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること

3 融資対象経費

工場等用地の取得費 又は 情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）用地の取得費
（※建設費、設備取得費については、「企業立地資金」をご利用ください。）

4 融資限度額

用地取得費の80%以内で、かつ、5億円以内

（特に知事が必要と認める場合は、10億円以内）

5 融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む。）

原則として割賦返済

6 融資利率

年利 1.50%（固定）

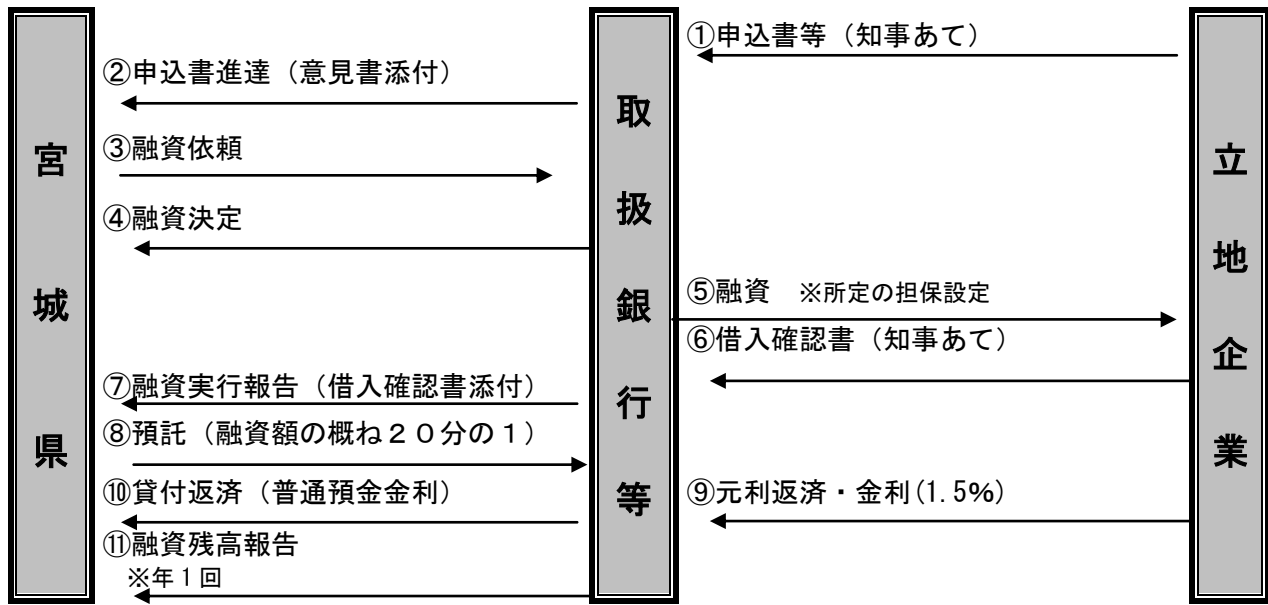
7 担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等又は信用保証協会にご相談ください。

融資対象不動産への担保設定が必要です。

取扱銀行等が必要と認めた場合は、宮城県信用保証協会の保証が必要です。

8 ご利用手続の流れ



9 申込等に必要な書類

- ・ 申込書 (資金計画、企業概要等)
- ・ 立地計画書 (建設計画、公害防止、雇用計画等)
- ・ 立地予定位置図、施設の配置計画図
- ・ 決算書 (3期) 及び残高試算表 (決算時より6月経過の場合のみ)
- ・ 許認可業種の場合、許認可証の写し
- ・ 土地売買契約書の写し
- ・ 会社の登記事項証明書及び定款の写し

～お問い合わせ先～

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

電話 : 022-211-2732 F A X : 022-211-2739

E-Mail : sanrituk@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.miyagi.jp/sanritu/>